

上田中央地域協議会会議録

日時 平成 18年 9月 29日(金) 午前 10時から午前 11時 55分

場所 上田市中央公民館 2階第 1会議室

出席委員 岡田委員、荻原委員、河野委員、北川委員、栗俣委員、小林委員、白石委員、田口委員、竹内委員、中澤正博委員、中澤裕嗣委員、那須野委員、箱山委員、林委員、前澤委員、三吉委員、山内委員、山極委員

欠席委員 金子委員、畠中委員

市側出席者 母袋市長、小林上田地域自治センター長、原沢自治振興課長、小宮山自治振興課課長補佐、滝沢政策企画担当係長、柳沢主査

1 開会

(原沢自治振興課長)

本日は、上田中央地域協議会を開催しましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

進行を務めさせていただきます自治振興課長の原沢です。よろしくお願いいたします。

ただ今から第 1 回上田中央地域協議会を開催させていただきます。

2 委嘱書交付

(原沢自治振興課長)

はじめに委嘱書の交付を行います。

市長が皆様の席へお伺いし、直接お渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。

- 市長から各委員に委嘱書の交付が行われる。 -

3 市長あいさつ

(自治振興課長)

続きまして、母袋市長よりごあいさつを申し上げます。

(母袋市長)

本日は、第 1 回目の上田中央地域協議会を開催しましたところ、委員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございました。ただいま御委嘱を申し上げますが、このたびは、地域協議会の委員として快くお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げる次第であります。

さて、去る 3 月 6 日新生上田市誕生いたしましたして早くも 6 ヶ月が過ぎております。お陰様で市政は滞りなく進んできているものと感謝申し上げます。

今回の新設対等合併が実現するまでには、皆様ご承知のとおり大変紆余曲折等いろいろな出来事がございましたが、新市におきましては、私もマニフェストでお示ししているとおり、基本理念の中で生活者起点そして地域経営を据えております。さらに、健康元気都市新生上田の創造と挑戦、これをスローガンに、市民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また一方で、私のマニフェストの中にも示してあります、五つの約束、また50の具体策を示してございますが、五つの約束の一つに「地域（まち）が健康で元気なまち創り」というフレーズがございます。今まで以上に地域住民の皆様が主体となった地域づくり、主体たる団体等はいろんな方がおられるわけございまして、NPOや地域づくり団体はじめいろんな皆様と協働による市民力を結集したまちづくりが大切になってくると理解をいたしております。

こうした地域の皆さんの声を集約し、市政に反映する機関として、市内に九つの地域協議会を市の条例で位置付けたところであります。

地域協議会は、政策づくりの段階から住民が参画・協働したまちづくりを進める機関でございまして、地域の重要事項に対する意見を聞くことにより、個性を生かし、まとまりを大切にしながら新市全体の発展を目指して行こうというものでございます。

新上田市では、今まで以上に積み上げてきた地域のまとまり、コミュニティ活動をよりいっそう大切に、幅広い視野と様々な能力を持った地域住民の主体的な活動を支援し、地域全体の発展を目指す分権型自治による新たな地域経営方式を構築し、新市全体の元気につながる地域づくりを進めることが重要であります。

地域のことは地域で解決するという住民自治を進める上で、地域協議会の役割は大変重要であり、市といたしましても大きな期待を寄せているところであります。

初めての試みでありますので、運営につきましては試行錯誤の一面もあろうかと思いますが、修正が必要なものは修正をしながら進めていく必要もあると考えております。

様々な分野の皆様にご委員をお願いしたところでございますが、今までの活動の経験を生かした創造的なご意見をいただき、新上田市が多彩な市民力で輝く上田、美しい上田となるよう御協力を切にお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

4 自己紹介

（自治振興課長）

本日は初めての会議でございますので、自己紹介をお願いしたいと思います。時間の都合もございまして、簡潔にお願いいたします。

〔各委員 自己紹介〕

〔職員 自己紹介〕

5 合併の経過と地域協議会の位置付けについて

(原沢自治振興課長)

続きまして、レジユメの5番と6番合併の経過と地域協議会の位置付けについて、地域協議会の概要と任務等について、確認の意味もごさいますが、一括して説明申し上げます。

資料1の合併の経過と地域協議会の位置付けについてであります。まず地域自治センターと地域協議会ということでありまして、合併の経過、任意合併協議会における検討経過ですが、平成14年12月、4市町村による任意合併協議会を設置し、地域審議会の設立の検討を始めたところでありまして、平成15年8月に策定した新市将来構想では、住民と行政との協働の推進組織として位置付けをしてごさいます。当初、7地域の設置を検討しておりまして、旧市町村と豊殿、塩田、川西と上田地域の7地域に設置を検討いたしました。

次に法定合併協議会における検討経過でごさいますけれども、平成16年に法定合併協議会を設置いたしまして、その中で地域自治センター検討小委員会において、地域協議会について検討をされたところでありまして、地域審議会、地域自治区、特例自治区の制度について、いろいろな視点で検討がされたところです。

最終報告の中では、法に基づく3制度は採用しないということで、市の独自の制度として条例で定めていく方針が確認され、市の附属機関として条例で設置をしたわけでありまして、合併特例法の地域協議会、地方自治法の地域協議会を包括する形で、今回市の附属機関として設置をしたところでありまして。

次に資料の2ページですが、(3)の新市発足後から設立までの経過であります。3月6日に新市が発足したわけでありましてけれども、発足と同時に上田市の地域自治センター条例を定めたところでありまして、その後、6月議会にセンター条例の中に地域協議会の部分を加えて改正したところでありまして、同時に具体的な部分については、協議会の規則で規定したところです。7月に公募委員を募集し、8月に選考委員会で、委員構成を決定したところです。

次に、地域自治センターと地域協議会の位置付けについてであります。地域自治センター構想策定の背景ということでありまして、少子高齢化といった時代背景、あるいは厳しい財政状況そういった背景の中で持続的な発展をしていく必要があるということでありまして、その中で、地域住民のニーズに的確に対応できる体制の構築が必要である。地域のまとまりを大切にしながら、地域全体の発展を目指す分権型合併の検討が必要である。合併を進めるにあたっては、周辺がさびれるといった住民の不安や懸念への対応、また住民と行政の協働、合併による行政の効率化、ス

リム化を図るという視点も踏まえ検討、こうした課題に対応するために、合併協議の中で、センター構想を提唱してきたものです。

3ページをお願いします。地域自治センター構想ではありますが、基本的な考え方として住民に身近な仕事を行い、地域振興や地域課題に対応する業務を行う。また地域協議会を置き、住民とともにまちづくりを進めるとともに、活動の拠点としていくという地域自治センター構想の基本的な考え方があります。

次に法律上の位置付けですが、期限を設けず新市の独自の制度として、設けたところであります。地域協議会については、条例に基づき設置をしたところであります。

続いて地域自治センターの機能ではありますが、大きく分けて3つの機能があります。

最初に総合支所機能ということで、地域自治センターは身近な業務、施設の管理、住民活動の育成支援といった総合支所機能があります。

次に地域協議会が2つめの機能であります。地域の重要課題、住民と行政との役割分担をしながら共にまちづくりを進めるために地域協議会を設置したところ です。

3つめの機能としては、まちづくりの活動拠点としての機能があります。イメージ図にもあるとおり、地域自治センターの中に、総合支所、地域協議会、まちづくりの活動拠点といった大きな機能があるわけであります。

6 地域協議会の概要と任務等について

(小宮山課長補佐)

私からは、地域協議会の概要と任務等についてということで、主に役割、任務等についてご説明させていただきたいと思ひます。

1の地域自治センターの3つの柱と地域協議会の3つの視点でございますが、ただいま課長から説明のありましたとおり、地域自治センターには3つの柱があるということでご認識をお願いしたいと思ひます。

左下の図のところですが、まず総合支所機能、本庁については本庁機能がございしますので、総合支所ではございません。ただし、まちづくり活動拠点並びに地域協議会の機能を持っております。3つの柱があるということをお願いいたします。

次に地域協議会の3つの視点ではありますが、まず合併に対する住民不安の解消という視点がございます。2番目に住民の自治意識の高揚と住民と行政との協働という視点がございます。最後に、地域の個性を生かし、地域のまとまりを大切にしながら、新上田市全体の発展を目指す分権型自治実現への体制づくりをしていくという視点がございます。この3つの視点によりまして、上田市には9つの地域協議会が誕生するわけでございます。

上田市地域自治センター条例及び上田市地域協議会規則により、地域協議会の位置

づけ等についてご説明申し上げます。上田市地域自治センター条例の方ご覧いただきたいと存じます。先程課長から説明のありましたとおり、合併をいたしまして3月6日即時施行しております。その時点で、条例につきましては、第4条までを施行したということであり、第5条以下につきましては、地域協議会に関することでもあります。こちらにつきましては、6月議会へ上程いたしまして、7月1日から改正という形になりました。主には第5条が、地域協議会の設置について、第6条については任務等について、第8条については組織等について、9条については会長及び副会長について、10条については地域協議会の会議について、そして補則、附則として、附則の第2条については、施行時の委員の特例ということでございます。以上がセンター条例の組み立てですが、先程申し上げました3つの柱が盛り込まれているとこととでございます。

続きまして、上田市地域協議会規則でございます。先程のセンター条例の市長が定めるという部分の規定によりまして、規則を作ったわけでございますが、第2条地域協議会の名称等ということとでございます。9つの地域協議会でございますが、上田中央、西部、城南、神科・豊殿、塩田、川西、丸子、真田、武石ということとでございます。対象地区につきましては、右側の列のとおりでございます。所管する自治センターにつきましては、最初の3つが自治振興課で担当いたします。神科・豊殿地域協議会につきましては、豊殿の地域自治センター、以下ご覧のとおりでございます。

第3条につきましては、地域協議会の対象地区に係る重要事項等ということと、実際に何を諮っていくのかということが書かれております。こちらにつきましては、資料2に基づきまして、ご説明申し上げます。

資料2にお戻りいただきたいと思っております。地域協議会の役割と仕組みでございます。3つほどございます。(1)地域協議会は、地域住民等の意見や要望を集約して行政に反映させ、地域の重要事項の決定に意見を述べ、住民と行政との協働を進めながら住民自治の充実を図っていきますということとでございます。2番目といたしまして、協議会は、上田地域、丸子地域、真田地域、武石地域に複数置くことができるということとでございます。3番目といたしまして、旧町村地域にそれぞれ1つの協議会を置いて旧市には公民館区域を単位といたしまして6つの地域協議会を設置するということとスタートいたします。こちらにつきましては、下段にセンター条例に規定されております。(4)といたしまして、皆様の身分でございますけれども、上田市の非常勤特別職の身分でございます。自治法上は報酬を支給しなければならないということとでございます。2ページの地域協議会の対象区域ということと略図を載せてございますが、上田地域については、6つの地域協議会ということと、ご覧のとおり区域で設定しております。

続きまして3ページの4地域協議会の任務等ということとでございます。3つほどございます。協議会は対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関の求めに応

じて審議します。市長その他の市の機関とは、他の行政機関ということで、教育委員会等があたります。

2番目といたしまして、協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べるができるということでございます。3といたしまして、協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査を行いますということでございます。これにつきましては、センター条例第6条任務等というところでございます。(4)市長等は、対象地区に係る市の施策の重要事項を決定、変更しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聞きますということでございます。(5)といたしまして、市長等は(2)の規定により協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講じますということでございます。(4)(5)につきましては、市長の努力規定ということでございますので、ご理解をお願いいたします。関係条例は、第7条の部分でございます。

5といたしまして具体的審議事項等ということございまして、実際にどういうものを諮っていかるところでございます。(1)といたしまして、市長の諮問に応じて審議する事項ということで、主には2つございます。1つ目が、新市建設計画の変更に関する事項、2つ目が基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項でございます。3といたしまして、市長が特に必要と認めれば、諮問をして答申をいただいていくことになろうかと思えます。(2)といたしまして、諮問、答申によらずに協議会の意見を聞いていく事項ということございまして、3つほどございます。1つめは、合併協定書の合意事項の見直しに関する事項でございます。2番目といたしまして、公共施設の設置、廃止に関する事項でございます。3番目といたしまして、地域振興事業基金の活用に関する事項でございます。4につきましては、特に必要と認める事項ということで、協議事項若しくは報告事項というような内容になろうかと思えます。

(3)といたしまして、住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項ということで、4ページに係る条例・規則を載せてあります。

6地域協議会の組織等ということで、(1)から(6)までございますが、当該地域に在住する団体から推薦された委員、学識を有する者などの個人依頼、公募により応募した者などの中から市長が選任し、20人以内で構成されます。今回もスタートは20人でございます。(2)といたしまして、任期は2年でございます。再任は可能でございますけれども、6年を超える場合につきましては、再任されません。(3)といたしまして委員選任は、地域住民の多様な意見が適切に反映されるよう選出団体に配慮しますということございまして、別に基本指針がございます。女性の登用率につきましては、目標35パーセントということで、中央地域協議会につきましてもこれをクリアしております。(4)といたしまして、補欠委員の任期は、前任者の残任期間といたします。(5)といたしまして、最初に委嘱される委員の任期は、皆様へ今回辞令を交付させていただきましたけれども、20年3月31日までということでございますのでよろしくお願い

いたします。(⑥)といたしまして、最初に委嘱される委員の在任期間は、2年とみなすということでございますので、皆様方の任期まで在任されると2年とみなすということでございます。

7の地域協議会の会長及び副会長でございます。(1)といたしまして、地域協議会に会長及び副会長を置きますということです。また、委員が互選します。互選の方法等につきましては、この後要綱として決していただくということになります。

(2)といたしまして、会長は、会務を総理し、地域協議会を代表します。次に、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理するということでございます。以上3つの規定につきましては、条例の9条に盛り込んでございます。

続きまして8地域協議会の会議でございます。1番目といたしまして、地域協議会の会議は、会長が招集し、議長となります。会長は、地域協議会の4分の1以上の委員から会議招集の請求がある場合、会議を招集しなければなりません。3番目といたしまして、会議は委員の過半数の出席が必要となります。次に、会議の議事は、出席委員の過半数で決まりますが、可否同数の場合は会長が決することになります。ただいまの規定につきましては、センター条例第10条の第1項から4項に規定しております。

9 地域協議会の会議の公開と資料等の公表ですが、条例第10条第5項に規定がございます。各地域協議会の会議は、原則的には公開でございます。ただし、個人の情報など、情報公開条例に定める情報に関し審議する場合については、理由を明らかにした上で、会長が必要と認める場合は、地域協議会に諮り公開しないことができるという規定でございます。会議の開催につきましては、1週間前までに上田市のホームページ等に掲載いたします。1階の行政資料コーナー、各センターの資料コーナーにも置きます。内容につきましては、記載のとおりでございます。会議概要録及び会議資料につきましても、非公開とされたものを除きまして、できる限り情報を提供していくということでございますのでよろしくお願いいたします。

次に10といたしまして、意見等反映の仕組みでございます。地域協議会でまとめられた答申書、協議事項で意見をお出しになる場合の意見書等につきましては、必要に応じ実施計画または予算等に反映して実施に移されますということで、図のとおりであります。

最後に11であります。上田市全体の発展のためにということで、今後の予定でございますが、年度末あたりになろうかと思えます。各地域協議会における共通事項の全体調整や情報の共有を図るため、それぞれの地域協議会の代表者等で構成される仮称でございますが、地域協議会連絡会議の設置を検討してまいりたいと思えます。

以上地域協議会の概要と任務等についてということで申し上げます。

(原沢自治振興課長)

ただいま確認の意味も含めましてご説明申し上げましたが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(原沢自治振興課長)

よろしいでしょうか。それでは続きまして、次第の7番であります、協議事項に入らせていただきます。

(原沢自治振興課長)

ただいまご説明いたしました上田市地域自治センター条例第10条第1項、会議は、会長が招集し、会長が議長となるという規定になっております。その前に会議の運営要綱の制定についてのご審議をお願いいたしまして、その後に会長を選任したいと思います。会長が決定するまでの間を上田地域自治センター長が仮議長として会議を進めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

(小林上田地域自治センター長)

それではただいま事務局から説明をさせていただきましたように会長が選任されるまでの間、私の方で仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に正副会長の選任を定める上田中央地域協議会運営要綱(案)の制定についてを議題といたします。事務局の方で説明をお願いいたします。

(原沢自治振興課長)

それではお手元の資料3上田中央地域協議会会議運営要綱(案)をご覧くださいと思います。会議の運営要綱について定めた要綱でありまして、第1条は目的、第2条で正副会長の決め方、第3条で会長等の責務、第4条で会議の招集について定めてございます。第5条で欠席の場合の申し出を定め、第6条の補則では、この要綱に規定されていない事項が発生した場合には、協議会で話し合っ決めてるように規定されております。

附則といたしまして、この要綱は本日お認めいただきましたら、本日より施行したいというものであります。以上であります。

(小林上田地域自治センター長)

ただいま事務局から要綱の説明があったわけですが、ご質問等あればお出しいただきたいと思いますがいかがでございますか。

(小林上田地域自治センター長)

ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、上田中央地域協議会会議運営要綱(案)を原案のとおり決定することにつきまして、賛成の委員の皆様は挙手をお願いいたします。

(小林上田地域自治センター長)

お一人を除いて挙手をしていただきました。従いまして、上田中央地域協議会会議運営要綱(案)は原案のとおり決定されました。

(2) 上田中央地域協議会会長及び副会長選出

(小林上田地域自治センター長)

次に正副会長の選任に移らせていただきます。選出の方法を事務局から説明をお願いいたします。

(原沢自治振興課長)

地域協議会は、先程説明の中でも申し上げましたとおり、市内で9つ設置をされるわけですが、協議会ごとに運営要綱を定めまして、行政主導でなく協議会の自主的判断のもとに運営をされていくものであります。

ただいま決定をしていただきました運営要綱第2条でございますけれども、会長及び副会長の互選の方法は、協議会で協議して定めとなっております。互選の方法でございますけれども、参考までに推薦、あるいは立候補、投票、くじ引き等が考えられますが、その方法についてご審議をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

(小林上田地域自治センター長)

ただいま事務局から説明がございましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(小林上田地域自治センター長)

よろしいですか。それでは最初に会長の選出について協議をお願いしたいと思います。事務局から説明がありましたけれども、選出の方法といたしまして、推薦または立候補、選挙といった方法があるわけですが、どのような方法で選出をしたらよろしいか、ご審議をお願いしたいと思います。

(委員)

この委員の中から推薦で選出することを提案いたします。

(小林上田地域自治センター長)

ただいま推薦ということが出されましたが、他にございますか。

(小林上田地域自治センター長)

他に無いようでございますので、推薦という方法で同意される方につきましては、挙手をお願いします。

(小林上田地域自治センター長)

全員の方の挙手をいただきました。会長の選出につきましては、推薦ということで進めたいと思います。それでは早速でございますけれども、どなたかの推薦をお願いします。

(委員)

上田市自治会連合会長の林貞夫さんを推薦いたします。よろしく申し上げます。

(小林上田地域自治センター長)

他にございますか。

(小林上田地域自治センター長)

よろしいでしょうか。他に意見は無いようでございますので、林委員さんを会長とすることに同意される委員さんの挙手をお願いします。

(小林上田地域自治センター長)

本人以外全員ご賛同ということでございますので、林委員さんが会長に選出をされました。

(小林上田地域自治センター長)

それでは、会長が選出されましたので、これからは会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

大変恐縮でございますが、会長と議事の進行について、私どもで若干の打ち合わせをさせていただきたいと思っておりますので、ここで10分間の休憩をさせていただきます。よろしくをお願いします。

〔休憩〕

(原沢自治振興課長)

打合せが終わりましたので、再開させていただきます。先程会長が決まりましたので、ごあいさつをいただいてから議事進行をお願いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

(林上田中央地域協議会会長)

会長を仰せつかりました林でございます。先程事務局から協議会の任務等について説明があったわけでありますが、今後の上田市のまちづくりを進めていくうえで、この地域協議会は非常に重要な役割を担っていくと思われれます。また、市民の皆様からも注目をされていることだと思っております。

私自治会連合会の会長を務めていて感じていることは、従来の旧上田市と違って、今度合併して一緒になりました丸子、真田、武石この3地域の住民の方々と旧上田市における住民の方々と地域協議会に対する認識の差といえますが、温度差を非常に感じるわけであります。武石などは、昨日発足し、今日の東信ジャーナルを拝見させてもらいましたけれども、すでに半年前からお前さんが地域協議会委員になってくれというようなことで、村中あげて地域協議会というのは合併した一つのお土産だから、これをいかに進めていくかが地域の発展に大きく影響するといった認識をもって取り組んできている。また真田地域においても、武石地域よりは温度が下がるがそんなようなことを感じております。特に中央地域協議会は、先程課長から説明のありましたとおり、上田市には9つの地域協議会があるわけですが、その中で自治会の数が49、人口としましても、一番多い約3万1千人の人口を抱えている地域であります。世帯

数も一番多い1万3千世帯を数え、そんな中でそれぞれ生活されている方の仕事も今問題になっている中央商店街の問題からはじまって、商業関係、あるいは工業関係、国道バイパスあたりには大きな企業があり、農業は兼業農家、非常に高齢化率が上がっている状況にあるわけですが、市内でも中心部を形成しているわけであります。

英知を結集し、中央地域の発展のために頑張っていきたいと考えておりますから、何分よろしくお願いいいたします。

(林会長)

それでは、副会長の選出をさせていただきたいと思います。選出方法につきましては、先程事務局から説明がございまして、推薦、立候補、選挙といった方法が考えられるわけでありますが、皆さんの意見を伺いたいと思いますが、何かご意見ございませんか。

(林会長)

それでは、推薦という形でよろしゅうございますか。

(林会長)

推薦という形に決めたいと思いますが、具体的なお名前を出していただきたいと思いますが、どうですか。

(委員)

上小防犯協会連合会選出で地域の防犯に大変ご尽力されている小林正幸さんを推薦します。

(林会長)

小林委員さんの名前がありました、ほかにございますか。

(林会長)

他に無いようでございますので、小林正幸委員さんを副会長にすることに同意される方は挙手をお願いします。

(林会長)

ご本人を除いて全員の方の挙手をいただきました。それでは、小林委員に副会長になっていただくことに決定いたしました。

(林会長)

それでは、小林副会長からごあいさつをいただきたいと思います。

(小林正幸副会長)

突然のご指名を頂戴して副会長に選任されました小林正幸でございます。何分にも協議会という初めての組織でございます。私も十分には理解しておりませんが、会長を補佐させていただきまして、会議がスムーズに運びますよう最大限の努力をさせていただきます所存でございます。皆様の御協力のほどよろしくお願いいいたします。

(3) 上田市総合計画審議会委員の選出について

(林会長)

続きまして、総合計画審議会委員の選出についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

(滝沢政策企画担当係長)

政策企画課の滝沢と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、総合計画審議会委員の選出についてご説明申し上げます。資料4に基づきまして説明をさせていただきます。

新生上田市におきましては、将来目指すべき都市の姿を示し、その実現に向けて総合的かつ計画的にまちづくりを進めていく指針となります第1次総合計画の策定に着手することになりました。策定にあたりましては、各分野、各地域のご意見を反映していく方針でありまして、特に新生上田市のスタートにふさわしいよりよい計画にするため、地域協議会からも委員を選出していただくことになったわけでありまして。

まず審議会設置の目的でありますけれども、上田市総合計画これは基本構想、基本計画、国土利用計画といったものによって成り立っています。これに関する重要事項について、市長の諮問に応じて、調査審議していただきます。

次に委員構成についてでありますけれども、上田市総合計画審議会条例に基づきまして、60人以内で組織することになっております。委員の内訳でございますが、各種団体の代表、学識経験者、地域協議会代表、行政関係者、公募こういった内容で構成されています。全体会のほか、7つの部会を設けておりまして、各部会とも10人程度で集中的に議論していただく内容になっております。行財政部会、市民生活・環境部会、産業経済部会、都市交通部会、教育文化部会、福祉健康部会、国土利用計画部会の7つの部会から成り立っています。また他の審議会委員同様、地域協議会代表として選出された皆様にも、地域事情を踏まえながらも、市全体の将来を考える立場で調査、審議に加わっていただきたいというお願いでございます。

また委員の選出にあたっては、地域協議会の中に既に総合計画審議会の委員にご就任いただいている方がおりまして、その場合はその方以外の方からご選出いただきたいという内容でございます。

今回ご就任をお願いしたい部会のところでございます。総合計画審議会委員の就任にあたって、併せてご就任をお願いしたい部会をあらかじめ私どもの方からお願いをさせていただいております。これにつきましては、各部会、全体会ともに地域バランスというものを考慮しておりまして、中央地域におきましては教育文化部会へのご就任をお願いしたいというお願いでございます。

続きまして、検討していただく主な内容でございますが、審議会への諮問は、基本構想、基本計画、国土利用計画であります。計画期間は、新市建設計画と整合を図るため、基本構想の目標年度を平成27年度、基本計画の目標年度を平成23年度としまして、平成19年9月議会への議会上程に向けて進めさせていただきます。

基本構想は、上田市の将来像及び基本理念を定め、基本方針及び施策の大綱を明らかにするものでありますけれども、合併協議会で策定した新市建設計画の内容を尊重し、検討していただく方針でございます。

といたしまして、基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するため、前期計画、後期計画に区分した上で、施策や重点分野等について検討していただきます。

といたしまして、国土利用計画は、基本構想に即して、望ましい土地利用のための基本方向について検討していただきます。

といたしまして、この審議会とは別に、市内9地域ごとに新設の地域協議会には、総合計画と整合を図りながら地域まちづくり方針について諮問する予定です。

スケジュールでありますけれども、9月25日にすでに第1回の総合計画審議会を開催しております。総合計画策定の都合上やむを得ず、地域協議会の設立に先行した形で第1回の総合計画審議会を開かせていただいております。第1回におきましては、会長等役員についてもすでに選出されております。地域協議会で選出していただく総合計画審議委員につきましては、第2回以降の特に部会からの出席という変則的な形になるわけですが、そういった事情があったということで何卒ご理解をお願いいたします。

以上総合計画審議会の委員の選出について申し上げます。よろしくお願いいたします。

(林会長)

ただいま事務局から説明がございましたように、教育文化部会に選出をお願いしたいということですが、どなたか御推薦をお願いしたいと思います。

(委員)

さまざまな立場でご経験のある竹内委員さんをお願いしたいと思います。

(委員)

上田の文化振興に大変ご尽力いただいております三吉委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(林会長)

最初にご推薦のあった竹内委員に枉げてご承諾をいただくということでご賛成の方々挙手をお願いします。

- 賛成多数 -

(林会長)

竹内英一委員さんを総合計画審議会の委員にすることに決定いたしました。

(4) 次回会議の開催と今後の日程について

(林会長)

次に、次回会議と今後の日程についてでございますが、事務局からお願いします。

(原沢自治振興課長)

まず、次回以降の会議の時間ですけれども、今回は平日の昼間ということで設定をさせていただきましてけれども、委員の皆さんにご協議をいただきまして、時間帯を決めていただければと思います。

場所につきましては、中央公民館の区域ということで、この会場を設定したわけがありますけれども、ご意見等ありましたらお出しいただきたいと思います。

(林会長)

ただいま事務局から、会議開催の時間等について説明がありましたが、ご意見ありましたらお出し願いたいと思います。

(委員)

女性委員の多数いるわけですが、なるべく皆さんの都合のつく時間ということで、夜がいいと思います。

(委員)

さまざまな役員を兼ねているわけですが、夜の会議が非常に多いのが現状です。よって、昼間の時間帯で、午前の方が比較的空いている時間が多ございますので、できればその時間帯にお願いしたい。

(林会長)

私からも申し上げて恐縮ですが、地元の会議の大半は夜行われております。私も、比較的午前中が空いております。

(林会長)

事務局の方も勘案していただいて、次回は、午前10時から正午くらいまでということでしょうか。

(原沢自治振興課長)

今後の日程であります。次回は1カ月後ということで考えておりますけれども、10月の下旬か11月の上旬ということになるわけですけれども、今日次回の日程決めていただければありがたいですが、なかなかそうもいかないと思いますので、会長ともご相談させていただいて、日程は決めさせていただければと思います。

(委員)

1カ月後くらいまでのスケジュールは詰まっております。欠席しがちになってしまうんですけれども、そういうことのようにその時には代理もということもできませんので、やはり早めに決定いただきたい。

(原沢自治振興課長)

それでは、今日具体的な候補日を2、3出していただければいいように思います。出していただきまして、会場等至急確保していきたいというふうに思いますがよろしく願います。

(林会長)

それでは、2、3日取りを出していただいて、事務局で案がありましたら、お願いします。

(原沢自治振興課長)

特に曜日で、この日は決まっているというような委員さんがいらっしゃるようでしたら先にお伺いします。

(委員)

10月の30日は月曜日となりますので、10月31日か11月1日そのあたりでいかがでしょうか。

(委員)

水曜日は、都合がつきません。

(林会長)

10月31日火曜日、午前10時からということで決定しますのでよろしく申し上げます。

8 その他

(1) 今後の日程について

(原沢自治振興課長)

今後の会議がどのように進んでいくのかということでありまして、総合計画の地域計画について諮問される予定となっております。そのほか市の方から、地域協議会に諮る議題が出てくれば、審議をお願いすることとなります。新市建設計画を主体として総合計画が策定されるわけですが、新市建設計画の勉強会を行うといったことも考えられます。

協議会の委員名簿の件ですが、名簿につきましては、氏名と自治会名を広報あるいはホームページへ掲載し、公開していくことを考えておりますので、委員の皆様のご了解をいただければ、公開していきたいと思っております。

今後会議の中で、要点をまとめた会議録を作るわけですが、会議録の中でどの委員がどのような内容の発言をしたか公開していくわけですが、御協議をお願いいたします。

(林会長)

ただいまの件について、ご意見等あればお願いします。

(林会長)

意見は無いようですが、新市建設計画については、事前に資料を送っていただいて、一読できるよう事務局の配慮をお願いしたい。

(原沢自治振興課長)

全体で70ページありますので、10ページ程度にまとめたものを用意させていただきます。

(林会長)

ほかにございますか。

(委員)

確認ですが、発言させていただく立場ですが、団体推薦選出の場合、選出団体の意向を反映した発言をするのか、あるいは個人として発言させていただいていいのか伺いたい。

(原沢自治振興課長)

いろいろな立場の委員さんがおられるわけですが、基本的には、個人の意見ということでもいいかと思いますが、団体からの推薦ということもありますので、両方の面で発言させていただいて構わないと思います。

(委員)

重要な案件について、選出団体へ持ち帰って、討議することまでは必要ないということによいか。

(原沢自治振興課長)

そのあたりは、それぞれの委員さんの判断で対応をお願いいたします。

(委員)

会議の内容は、全市民に公開していくわけだから、その都度報告する義務は無いと考える。

(2) その他

(原沢自治振興課長)

報酬についてであります。市の規定で半日 3,800 円となっておりますので、6 パーセント源泉をさせていただきまして、後日皆様の口座の方へ振り込ませていただきますのでよろしくお願いいたします。

(林会長)

本日予定されておりました協議事項は、皆様の御協力いただき終了したわけです。これで、第 1 回の中央地域協議会を終了します。

